負担限度額の認定（食費・居住費の軽減制度）について

施設に入所した場合や短期入所を利用したときは、施設サービス費の自己負担（1～3 割）以外に食費・居住費・日常生活費（理美容代など）が自己負担となります。食費・居住費の金額は、利用者と施設との契約により決まりますが、所得が一定以下の方は、負担限度額の認定を受けることで負担の上限額（負担限度額）が定められ、一般の方に比べると負担が軽減されます。

認定要件

以下の要件を全て満たしている方が負担限度額認定を受けられます。

※生活保護受給者は要件にかかわらず、負担限度額認定を受けられます。

①世帯全員が住民税非課税である。

②別世帯に配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税である。

※配偶者には事実婚の場合も含みます。

③預貯金等が基準額以下である。

負担段階	対象者		預貯金等の基準額
第１段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	単身で1，000万円以下 夫婦で2，000万円以下
第２段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80 万円以下の方	単身で　650万円以下 夫婦で1，650万円以下
第３段階①		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身で　550万円以下 夫婦で1，550万円以下
第３段階②		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身で　500万円以下 夫婦で1，500万円以下

※第二号被保険者（40～64歳）の方の基準額は負担段階にかかわらず、
単身で1，000万円以下、夫婦で2，000万円以下となります。

※非課税年金とは、障害年金や遺族年金です。寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。
恩給は対象外です。

☆１日あたりの基準費用額および負担限度額☆

利用者負担段階	対　象　者	居住費				食費	
		従来型個室	多床室	ﾕﾆｯﾄ型個室	ﾕﾆｯﾄ型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
基準費用額		1,668 円 (1,171 円)	377 円 (855 円)	2,006 円	1,668 円	1,445 円	
第１段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円	300 円	
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80 万円以下の方	490 円 (420 円)	370 円	820 円	490 円	390 円	600 円
第３段階①	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80 万円超 120 万円以下の方	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	650 円	1,000 円
第３段階②	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120 万円超の方	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	1,360 円	1,300 円
第４段階	上記以外の方	負担限度額なし 利用する施設に直接お問い合わせください					

・基準費用額とは、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用です。
・従来型個室及び多床室の（　　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
・非課税年金とは、障害年金や遺族年金です。寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。恩給は対象外です。

申 請 方 法

負担限度額の認定を受けるには、**介護保険課への申請が必要**です。

＜申請に必要なもの＞

①「介護保険負担限度額認定申請書」

②「同意書」

※申請書及び同意書は介護保険課給付係へお電話で請求いただくか、介護保険課ホームページでもダウンロード出来ます。

ホームページ：https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/

「（介護）相談・介護サービス」－「費用の支払い」－「利用料の減額」－「介護保険負担限度額認定申請書 PDF」・「同意書 PDF」

③添付書類

ａ通帳の写し等

預貯金等の額を確認するため、通帳の写し等の提出が必要です。

詳しくは５ページ預貯金等の種類及び添付書類一覧を確認いただき、該当する添付書類を提出してください。

※**配偶者がいる場合は、配偶者の添付書類の提出も必要**です。

ｂマイナンバー確認書類

申請書にマイナンバーを記入いただくため、通知カードなどの番号確認書類、運転免許証などの身元確認書類などの提出が必要です。

詳しくは５ページマイナンバー（個人番号）の本人確認書類を確認いただき、該当する確認書類を提出してください。

※配偶者のマイナンバー確認書類は必要ありません。

ｃ住民税課税証明書　　※該当者のみ提出してください。

別世帯に配偶者がいる場合で、その配偶者が本年 1/1 現在（1～7 月に申請する場合は前年の 1/1 現在）江戸川区内に住民票がない場合は、その配偶者の課税証明書を添付してください。

※**申請書に配偶者のマイナンバーを記入いただいた場合は、課税証明書は必要ありません。**

ｄ登記事項証明書の写し　　※該当者のみ提出してください。

成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

☆生活保護受給者は、上記①「介護保険負担限度額認定申請書」と ③ｂマイナンバー確認書類を提出してください。

※ご提出前に６ページのチェックリストで確認をお願いします。

＜提出方法＞

下記のいずれかの方法で、申請書類を提出してください。

①窓口へ持参：江戸川区役所介護保険課２階２番窓口に申請書類をお持ちください。

②郵便で送付：下記郵送先まで申請書類をお送りください。

（郵送先）〒132-8501　江戸川区中央 1-4-1　江戸川区役所福祉部介護保険課給付係

③ぴったりサービスによる電子申請

電子申請は、ａマイナンバーカード（個人番号カード）と、ｂマイナンバーカード対応スマートフォンもしくはパソコンとＩＣカードリーダライタが必要です。

結 果 通 知

申請書類を審査した結果要件に該当する方には、「介護保険負担限度額認定証」（以下、認定証）を発行します。
※要件に該当せず、利用者負担段階が第 4 段階になる方には、その旨を通知し、認定証の発行はいたしません。
※介護保険の認定新規申請中の方や転入された方等については、発行までに日数がかかる場合があります。
※適用日（減額が適用される日）は、**申請書を受け付けた日の属する月の初日からです。ご注意ください。**
（例：１月２０日に申請した場合は、１月１日から適用）

利 用 方 法

利用する施設に認定証を提示することで、減額が適用されます。

そ の 他

・給付額減額期間中の方は軽減の対象になりません。

・認定証の記載事項（氏名・住所）に変更があったときは、介護保険課給付係にご連絡ください。

・毎年、更新の手続きが必要です。認定証をお持ちの方には更新のご案内を 6 月頃に送付する予定です。

・住民税課税層に対する特例減額措置について

利用者負担段階が第 4 段階の方は負担限度額が適用されませんが、以下の条件に該当する場合は特例的に第 3 段階 2 の負担限度額の適用を受けられます。

条件に該当すると思われる方は、介護保険課給付係までお問い合わせください。

＜住民税課税層に対する特例減額措置の条件＞

次の条件①～⑥の全てに該当する人に条件③に該当しなくなるまで、利用者負担第 3 段階 2 の食費及び居住費（両方でなくても可）の負担限度額が適用されます。

①世帯員が 2 人以上いること。

・配偶者が世帯分離されている場合は、その数に 1 を加えます。

②施設に入所・入院し、利用者負担第 4 段階の食費・居住費の負担を行っていること。

・短期入所（ショートステイ）の場合は、この特例減額措置は適用されません。

③<u>世帯及び配偶者の年間収入から施設での利用者負担（1～3 割負担・食費・居住費）の年間合計額の見込額を差し引いた額が 80 万円以下</u>となること。

・年間収入は、サービスを受ける日の属する年の前年（その日の属する月が 1 月から 7 月までの場合は、前々年）の公的年金等の収入金額と合計所得金額を合計した額です。

・施設入所に伴い世帯分離した場合は、従前の世帯員の収入で計算します。

・見込額は、利用者負担第 4 段階である場合の額です。食費・居住費は契約による額、自己負担（1～3 割）に対し高額介護サービス費等が支給される場合は、それを控除した額で計算します。

④世帯及び配偶者の現金、預貯金等（有価証券、債券等を含む）の額が 450 万円以下であること。

⑤世帯及び配偶者が所有する資産がすべて日常生活のために必要な資産（居住するための家屋など）であること。

⑥世帯及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと。

【問い合わせ先】〒132-8501　江戸川区中央 1-4-1
江戸川区役所福祉部介護保険課給付係
ＴＥＬ　03（5662）0309

預貯金等の種類及び添付書類一覧

預貯金等の種類	添 付 書 類	注 意 事 項
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクを含む） **①銀行名・支店名・口座番号・名義がわかるページ** **②最終の残高がわかるページ** **③定期預金のページ又は証書（所有者のみ）**	**直近の記帳したものをご提出ください。** **本人（及び配偶者）名義の通帳は全てご提出ください。（残高がない場合も添付が必要です。）**
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し	
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し	
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し	
出資金（信用金庫や農協など）	出資金がわかるものの写し（証書や出資配当金の通知等）	
現金（タンス預金など）		添付書類はありません。
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書の写しなど	預貯金等の額から差し引きます。

マイナンバー（個人番号）の本人確認書類

〇本人による申請の場合

①本人の番号確認書類 ＋ ②本人の身元確認書類 が必要です。

〇代理人による申請の場合

①本人の番号確認書類 ＋ ②代理人の身元確認書類 ＋ ③代理権の確認書類 が必要です。

※郵送で申請の場合は、写しをご提出ください。窓口で申請の場合は、原本をご持参ください。

①本人の番号確認書類	※下記のものいずれか1点を提出
マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード（マイナンバーが記載された紙製のカード）、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
②本人または代理人の身元確認書類	※下記AかBのいずれかを提出
A 顔写真付き身分証明書の場合 ※右記いずれか1点を提出	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、愛の手帳、介護支援専門員証、写真付き身分証明書（学生証・社員証）等
B 顔写真無し身分証明書の場合 ※右記いずれか2点を提出	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険被保険者証、年金手帳、写真無し身分証明書（学生証・社員証）等
③代理権の確認書類	※下記のものいずれか1点を提出
法定代理人の場合	a 登記事項証明書、その他その資格を証明する書類
任意代理人の場合	b 委任状 ※委任状は郵送の場合も写しではなく、原本をご提出ください。
上記のもの（a・b）が提出困難な場合	本人の介護保険被保険者証、本人の介護保険負担割合証、本人の医療保険被保険者証等

申請書提出時のチェックリスト

提出前に以下について、チェック確認をお願いします。
（例年多く見受けられる不備について掲載しています。）

①申請書	□ 配偶者の有・無に〇をつけましたか？ □ 非課税年金の受給がある方は、□にレ点チェックをつけ、「遺族年金」又は「障害年金」に〇をつけましたか？
②同意書 （申請書の裏面）	□ 本人の欄を記入しましたか？ □ 配偶者がいる方は、配偶者の欄を記入しましたか？
③預貯金等	□ 銀行名・支店名・口座番号・名義がわかるページ（通帳の表紙をめくったページ）のコピーを添付しましたか？ □ 最新（提出日から２か月以内）に記帳した最終残高がわかるページのコピーを添付しましたか？ □ 定期預金がある場合、残高がわかるページのコピーを添付しましたか？ □ 有価証券・投資信託がある場合、口座残高のわかるもののコピーを添付しましたか？ □ 本人名義の全ての通帳のコピーを添付しましたか？ □ 配偶者がいる方は、配偶者名義の全ての通帳のコピーを添付しましたか？
④マイナンバー （個人番号）確認書類	【本人が申請する場合】 □ 本人の番号確認書類（※マイナンバーカード、通知カード、（現住所が記載されているもの）、マイナンバーが記載された住民票）のコピーを添付しましたか？ □ 本人の身元確認書類（顔写真付き１点又は顔写真無し２点）のコピーを添付しましたか？ 【代理人が申請する場合】 □ 本人の番号確認書類（※上記と同じ）のコピーを添付しましたか？ □ 代理人の身元確認書類（顔写真付き１点又は顔写真無し２点）のコピーを添付しましたか？ □ 代理権の確認書類（本人の介護保険被保険者証、本人の介護保険負担割合証、本人の医療保険被保険者証等）を添付しましたか？

〇申請書の個人番号欄について、原則として個人番号（マイナンバー）を記載していただくこととしていますが、やむを得ず記載が出来ない場合は、申請書の個人番号欄に斜線を引いて提出してください。この場合、④マイナンバー（個人番号）確認書類の提出は必要ありません。